三　一に定める原産地が二以上ある場合にあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四　一に定める原産地が三以上ある場合にあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五　原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品であって、当該割合が五十パーセント以上であるものの性質等により特別の事情がある場合にあっては、おおむね特定されたものの原産地を一まとまりで表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2　別表第十五の23に掲げる農産物漬物にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一　農産物漬物の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の重量が三百グラム以下のものにあっては、上位三位（内容重量が三百グラム以下のものであって、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地物に限る。）までの原産地名を、原材料に占める重量の割合の高い順に、次に定めるところにより表示する。ただし、当該原産地名を表示することが困難なものとして農林水産大臣が定めるものにあっては、この限りでない。

イ　農産物

(イ)　国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示し、その次に括弧を付して、当該原産地を原産地と占める重量の割合の高い順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

ロ　水産物

(イ)　国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示し、その次に括弧を付して、当該原産地を原産地と占める重量の割合の高い順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

(ロ)　輸入品にあっては、(イ)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。

二　原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものであっては、上位三位）までのものであって、かつ、原材料及び添加物の一種類に占める重量の割合が五パーセント以上のものについては、原産地名に代えて原材料の表示を省略することができる。

三　原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ　原産地名及び原材料の名称（二の規定により原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地名を表示する場合を除く。

ロ　原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合が最も低い当該原材料の次に括弧を付して、当該原産地名を省略する。

3　別表第十五の24に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一　野菜冷凍食品の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物に占める重量の割合の高い原産地名を、原材料に占める重量の割合の高い順に、次に定めるところにより表示する。ただし、当該原産地名を表示することが困難なものとして農林水産大臣が定めるものにあっては、この限りでない。

イ　原産地名及び原材料の名称（第三項の規定により原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地名を表示する場合を除く。

ロ　原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合が最も低い当該原材料の次に括弧を付して、当該原産地名を省略することができる。

二　原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物に占める重量の割合の高い原産地名を、原材料に占める重量の割合の高い順に、次に定めるところにより表示する。ただし、当該原産地名を表示することが困難なものとして農林水産大臣が定めるものにあっては、この限りでない。

イ　原産地名及び原材料の名称（第三項の規定により原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地名を表示する場合を除く。

ロ　原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合が最も低い当該原材料の次に括弧を付して、当該原産地名を省略することができる。